

### 【参考資料3】届出対象行為と景観形成基準一覧

届出対象行為と景観形成基準について、奈良県内では、景観計画を策定している奈良県、橿原市、奈良市を対象に、その他の都市では、景観計画を策定している関西の都市の中から、市街地の後背部に山があるなど、生駒市と同様の地形条件を持つ住宅都市を対象に基準の内容等を整理した。それぞれの概要を以下に示すとともに、2ページで届出対象行為の概要、3ページで景観形成基準の概要をそれぞれ一覧表にまとめました。なお、4ページ以降はそれぞれの届出対象行為、景観形成基準の詳細な内容を示したものである。

	奈良県景観計画	橿原市景観計画	奈良市景観計画	箕面市景観計画	長岡京市景観計画	西宮市景観計画
景観計画の区域設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全域を景観計画区域に指定している。（景観行政団体である奈良市、橿原市、明日香村を除く。）</li> <li>景観形成区域の中で、重点的に景観形成区域に取り組むべき区域を「重点景観形成区域」、その他を「一般区域」とし、重点景観形成区域を第1種特定区域、第2種特定区域、広域幹線沿道区域に区分している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域を景観計画区域に指定している。</li> <li>用途地域やその他各種規制をもとに、自然風致保全系区域、専用住宅地系区域、田園住宅地系区域、沿道市街地系区域、商業業務地系区域の5区域を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域を景観計画区域に指定している。</li> <li>景観計画区域の中で、重点的に景観形成区域に取り組むべき区域を「景観形成重点区域」に設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域を景観計画区域に指定している。</li> <li>景観計画区域の中で、重点的に景観形成を図る地区を3地区、12種類設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域を景観計画区域に指定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域を景観計画区域に指定している。</li> <li>用途地域をもとに、イ、ロ、ハの3区域に区分している。</li> </ul>
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物、開発行為、その他について、上記の区域に基づいた届出対象行為を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物、開発行為、物件の堆積について、建築物以外は、複数の区域で同じ行為を届出対象に設定している。</li> <li>建築物では、商業業務地系区域のみ、別の行為を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積について、景観形成重点地区以外では、大規模建築行為について規制している。</li> <li>景観形成重点地区では、大規模建築行為だけでなく、全ての建築物、工作物を規制している区域もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画区域全域では、現状変更行為の制限と、建築物等の新築等の制限を設定している。</li> <li>重点的に景観形成を図る地区では、景観計画区域全域の基準に加えて、各地区で制限を追加設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な行為の届出として、建築物、工作物、その他（土地の形質の変更、物質の堆積）について、規制している。</li> <li>建築物、工作物については、大規模な行為以外にも、まちづくり条例で規定されている申出行為は届出が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、工作物について、上記の区域に基づいた届出対象行為を設定している。</li> </ul>
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域、重点景観形成区域に応じた景観形成基準を設定している。</li> <li>基準の項目は、配置、規模及び高さ、形態及び意匠（色彩、素材）、緑化となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5つの区域別に景観形成基準を設定している。</li> <li>建築物、工作物本体に関する事項と、敷地に関する事項を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域ごとに基準を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的に景観形成を図る地区以外の景観計画区域と、重点的に景観形成を図る地区のそれぞれで基準を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な行為の届出として、建築物、工作物、土地の形質の変更、物質の堆積の景観形成基準を設定している。</li> <li>大規模な行為以外の届出として、建築物と工作物の景観形成基準を設定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築、移転について、形態、色彩、緑化を3区域別に基準設定している。</li> <li>工作物、道路などの新築、増築、改築、移転、建築物等の外観の変更は各区域共通の基準を設定している。</li> </ul>

届出対象行為の比較（一般的な地区）

		奈良県景観計画	橿原市景観計画	奈良市景観計画	箕面市景観計画	長岡京市景観計画	西宮市景観計画	法令
建築物	新築	13mまたは建1,000㎡	10mまたは建500㎡	・15mまたは建1,000㎡ ・地上階数が3以上で、自己の居住の用に供する住宅以外	軒高10mまたは敷500㎡	すべての建築物が対象	10mまたは建1,000㎡	16-1-1
	増築	上記の規模を超えるもので、行為に係る建築面積が10㎡	10mまたは建500㎡				10mまたは建1,000㎡	
	改築	上記の規模を超えるもので、行為に係る面積が10㎡	10mまたは建500㎡				10mまたは建1,000㎡	
	移転	13mまたは建1,000㎡	10mまたは建500㎡				10mまたは建1,000㎡	
	修繕	10㎡	10mまたは建500㎡	10㎡	壁面（1面）の2分の1 （大規模建築物のみ）	10mまたは建1,000㎡		
	色彩変更	10㎡	外観の2分の1	10㎡		壁面（1面）の2分の1	壁面（1面）の2分の1	
工作物	よう壁	×	2 m	15m	3 m	すべての工作物が対象	5 m	16-1-2
	木柱・鉄柱等	15m	15m	15m	10m		5 m	
	煙突	13m	10m	15m	10m		5 m	
	広告物	×	10m	・屋上広告物 ・5 m（独立型屋外広告物）	・表示面積30㎡ ・建物壁面の20分の1 ・4 m（独立型屋外広告物）		・表示面積30㎡ ・4 m（独立型、屋上とも）	
	装飾塔・記念碑	13m	10m				15m	
	高架水槽・サイロ	13m	10m	15m	10m		5 m	
	観覧車など遊戯施設	13m	10m	15m	×		5 m	
	プラント	13mまたは築1,000㎡	10mまたは築500㎡	15m	10m		5 m	
	自動車車庫	13mまたは築1,000㎡	10mまたは築500㎡	×	×		5 m	
	ごみ焼却場	13mまたは築1,000㎡	10mまたは築500㎡	×	×		5 m	
開発行為	3,000㎡または5 mの法面	1,000㎡	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	すべての開発行為	×	16-1-3	
その他	土地の開墾	3,000㎡または5 mの法面	×	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	1,000㎡	×	16-1-4
	土石の採取	3,000㎡または5 mの法面	×	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	1,000㎡	×	
	鉱物の掘採	3,000㎡または5 mの法面	×	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	1,000㎡	×	
	その他の変更	3,000㎡または5 mの法面	×	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	1,000㎡	×	
	木竹の植栽	×	×	×	×	×	×	(令4-2)
	木竹の伐採	×	×	3,000㎡または5 mの法面	500㎡	×	×	
	さんごの採取	×	×	×	×	×	×	(令4-3)
	土石の堆積	3,000㎡または高さ3 m	1,000㎡	3,000㎡または高さ3 m	500㎡	1,000㎡または高さ5 m	×	(令4-4)
	廃棄物の堆積	3,000㎡または高さ3 m	1,000㎡	3,000㎡または高さ3 m	500㎡	1,000㎡または高さ5 m	×	
	その他の堆積	3,000㎡または高さ3 m	1,000㎡	3,000㎡または高さ3 m	500㎡	1,000㎡または高さ5 m	×	
	水面の埋立	×	×	3,000㎡または5 mの法面	×	×	×	(令4-5)
	水面の干拓	×	×	3,000㎡または5 mの法面	×	×	×	
	夜間照明	×	×	×	×	×	×	(令4-6)
火入れ	×	×	×	×	×	×	(令4-7)	
備考	一般区域	商業業務地区区域以外	景観形成重点地区以外	景観計画区域	景観計画区域	口区域		

※法令は景観法の条項。( )内は景観法施行令の条項。面積の前の「建」は建築面積、「築」は築造面積、「敷」は敷地面積。

景観形成基準の比較（一般的な地区）

		奈良県景観計画	橿原市景観計画	奈良市景観計画	箕面市景観計画	長岡京市景観計画		西宮市景観計画	
建築物	配置	○	×	○	○	×	○	×	
	壁面位置	◎	○	×	○	○	○	×	
	規模	○	○	○	×	×	○	×	
	高さ	○	×	×	×	×	○	×	
	形態・意匠	形態・意匠	○	○	○	○	○	○	○
		屋根	○	○	○	○	○	○	×
		壁面	○	×	×	○	○	○	×
		屋外付帯施設	○	○	○	○	○	○	×
		駐車場	×	×	×	○	○	○	×
		色彩	◎	○	◎	◎	○	○	◎
	素材	○	×	×	○	○	○	×	
緑化	◎	○	○	○	○	○	◎		
工作物	配置	○	×	○	○	×	○	×	
	壁面位置	◎	○	×	×	×	○	×	
	規模	○	○	×	○	○	○	×	
	高さ	○	×	×	×	×	○	×	
	形態・意匠	形態・意匠	○	○	○	○	○	○	×
		壁面	○	○	×	×	○	○	×
		屋外付帯施設	×	○	×	×	○	○	×
		駐車場	×	×	×	×	○	○	×
		色彩	◎	○	◎	×	◎	◎	◎
	素材	○	×	×	○	○	○	×	
	緑化	◎	○	○	○	○	○	○	
開発行為	のり面、よう壁等の周辺との調和	○	○	○	○	×	×	×	
	緑化	○	敷地に関する事項 ・既存の緑を継承 ・フェンス、塀・垣、 よう壁の周辺との調和 ・道路や周辺敷地から 望見される部分の緑 化、仕上げ方法の工 夫による圧迫感の低 減	○	現状変更行為 ・周辺からの見え方へ の配慮 ・のり面緑化 ・よう壁の高さを最低 限に抑える ・敷き際等における植 栽の実施	×	×	×	
	既存樹木の保全等	○		○		×	○	×	
土地の形質 の変更	のり面、よう壁等の周辺との調和	○		○		○	×	○	×
	緑化	○	○	○	×	○	×		
	既存樹木の保全等	○	○	○	×	○	×		
物件の堆積	堆積物の周辺との調和	○	○	○	×	○	×		
	緑化	○	○	○	×	○	×		
	既存樹木の保全等	○	○	○	×	×	×		
屋外広告物	×	×	○	◎	◎	◎	◎		
備考	一般区域	専用住宅地区区域	景観形成重点地区以外	景観計画区域	大規模以外	大規模基準	口区域		

※数値基準があるもの：◎ 数値基準ではなく、定性的に示しているもの：○ 基準のないもの：×

届出対象行為

行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	地盤面からの高さ 13m又は建築面積 1000㎡	地盤面からの高さ 10m又は建築面積 500㎡	地盤面からの高さ 10m又は建築面積 100㎡(戸建専用住宅を除く。)
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		

(2) 工作物(景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)

行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m	高さ15m(第1種特定区域にあつては、高さ10m)	
2 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ13m	高さ10m	
3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)			
4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m又は築造面積1000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡	
6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			
7 自動車車庫の用途に供するもの			
8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの			
9 上記1～8に掲げる工作物のうち建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m(上記1に掲げるものにあつては15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m(上記1に掲げるもので第1種特定区域以外にあつては15m)	
10 自動販売機	(届出不要)	高さ1.5m(第1種特定区域に限る。)	
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡		
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡		

(3) 開発行為(景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為)

行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
開発行為	行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m	行為地の面積1000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10m	

(4) その他(景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為)

① 土地の形質の変更

行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)	行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m	行為地の面積1000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10m	

② 物件の堆積

行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積3000㎡又は物件の堆積の高さが3m	行為地の面積1000㎡又は物件の堆積の高さが2m	

行為		(1)自然風致保全系 区域	(2)専用住宅地系区 域	(3)田園・住宅地系区 域	(4)沿道市街地系区 域	(5)商業業務地系区 域
①	建築物の新築、増築 <sup>※1</sup> 、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※2</sup>	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上 又は 高さ10m以上				建築面積500 m <sup>2</sup> 以上又は高さ15m以上
②	工作物の新設、増築 <sup>※1</sup> 、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>※2</sup>	対象ごとに別表の通り				
③	開発行為	開発区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上				
④	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(景観法施行令第4条第1項第四号)	行為の区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上				

※1:増築にあつては、増築後の建築面積、高さ等がこれに該当するもの

※2:外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以上のもの

工作物の定義

種類・内容		届出対象規模
ア	よう壁	高さ2m超
イ	木柱・鉄柱・RC柱	高さ15m超
ウ	煙突	高さ10m以上
エ	広告塔・広告版・装飾塔・記念塔	
オ	高架水槽・サイロ・物見塔など	
カ	観光用のエレベーター・エスカレーター	
キ	ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設	
ク	メリーゴーラウンド、観覧車などの遊戯施設	高さ10m以上又は 築造面積500 m <sup>2</sup> 以上
ケ	自動車車庫の用に供する立体的施設	
コ	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
サ	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ10m以上
シ	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
ス	パラボラアンテナ、太陽光発電施設、その他これらに類する構造物	高さ10m以上

■届出を要する大規模行為

行為	規模・内容等
建築物及び工作物※1の新築・増築・改築・移転・除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが15m(建築基準法施行令第2条第6号ただし書きを除く。)を超える建築物及び工作物</li> <li>・建築面積が1,000m<sup>2</sup> を超える建築物</li> <li>・築造面積が1,000m<sup>2</sup> を超える工作物</li> <li>・地上階数が3以上で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物</li> </ul>
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超える建築物及び工作物において、変更面積が10m <sup>2</sup> を超える外観の変更
開発行為	・行為地の面積3,000m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの
土地の形質の変更(開発行為を除く土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓)木竹の伐採	・行為地の面積3,000m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・行為地の面積3,000m <sup>2</sup> 又は物件の堆積の高さが3mを超えるもの

※1:「工作物」とは、以下に掲げるものとします。

- |   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| (1) 門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの                    | (2) テント、藤棚その他これらに類するもの  | (3) 煙突その他これらに類するもの                        |
| (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの                          | (5) 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの | (6) 立体駐車場                                 |
| (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの   |                         | (8) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 |
| (9) メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設    |                         | (10) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの           |
| (11) 公衆電話施設、物置、標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明灯その他これらに類するもの   |                         | (12) 彫刻、モニュメントその他これらに類するもの                |
| (13) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路若しくは空中線系(その支持物を含む。) |                         | (14) 橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの                 |

■届出を要する行為(その1)

<対象となる景観形成重点地区>

- ・歴史的景観形成重点地区
- ・自然的景観形成重点地区
- ・住宅地等景観形成重点地区
- ・まちなか景観形成重点地区
- ・沿道景観形成重点地区のうち主要幹線沿道区域

行為	規模・内容等
建築物及び工作物※の新築・増築・改築・移転・除却	・全ての建築物及び工作物
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・変更面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為	・行為地の面積1,000m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
土地の形質の変更(開発行為を除く土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓)木竹の伐採	・行為地の面積1,000m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・行為地の面積1,000m <sup>2</sup> 又は物件の堆積の高さが2mを超えるもの
自動販売機	・高さ1.5mを超えるもの

■届出を要する行為(その2)

<対象となる景観形成重点地区>

- ・沿道景観形成重点地区のうち広域幹線沿道区域

行為	規模・内容等
建築物の新築・増築・改築・移転・除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さ(建築基準法施行令第2条第2項第6号ただし書きを除く。)が10mを超える建築物、又は建築面積が500m<sup>2</sup> を超える建築物</li> </ul>
工作物の新設・増築・改築・移転・除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類する工作物</li> <li>・上記以外の工作物は、高さ10mを超えるもの又は築造面積500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・上記に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもので、建築物の上端から工作物の上端までの高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するものは15m)を超えるもの</li> </ul>
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超える建築物及び工作物において、変更面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為	・行為地の面積1,000 m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
土地の形質の変更(開発行為を除く土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓)木竹の伐採	・行為地の面積1,000m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・行為地の面積1,000m <sup>2</sup> 又は物件の堆積の高さが2mを超えるもの
自動販売機	・高さ1.5mを超えるもの

## ■景観計画区域における地区ごとの届出対象行為とその制限に関する事項

## ①山なみ景観保全地区

届出対象行為は現状変更行為及び建築物等の新築等とします。ただし、届出対象行為のうち、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、届出対象行為から除外します。

○300平方メートル以内の面積の計画区域における現状変更行為

ただし、計画区域に登録景観保全緑地を含む現状変更行為及び300平方メートルを超える1の現状変更行為である計画区域を故意に分割して300平方メートル以内の面積の計画区域とする現状変更行為は含まない。

○都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項第2号に規定するものに係る現状変更行為及び建築物等の新築等

○森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項各号(第2号を除く。)に該当する場合において行う現状変更行為又は同法第15条の規定による届出を要する現状変更行為

○景観条例第40条第1項の都市景観形成建築物に係る現状変更行為及び建築物等の新築等

## ②都市景観形成地区

届出対象行為は現状変更行為及び建築物等の新築等とします。

ただし、届出対象行為のうち、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、届出対象行為から除外します。

○景観条例第40条第1項の都市景観形成建築物に係る現状変更行為及び建築物等の新築等

## ③景観配慮地区

届出対象行為は現状変更行為及び建築物等の新築等とします。

ただし、届出対象行為のうち、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、届出対象行為から除外します。

○景観条例第40条第1項の都市景観形成建築物に係る現状変更行為及び建築物等の新築等

## ④山なみ景観保全地区、都市景観形成地区及び景観配慮地区を除く区域

届出対象行為は現状変更行為及び建築物等の新築等とします。

ただし、届出対象行為のうち、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、届出対象行為から除外します。

○景観条例第40条第1項の都市景観形成建築物に係る現状変更行為及び建築物等の新築等

○次に掲げる行為以外の行為

イ 面積が500平方メートル以上の現状変更行為

ロ 軒の高さが10メートルを超える建築物の新築等

ハ 敷地面積が500平方メートルを超える建築物の新築等

ニ 高さが10メートルを超える工作物(擁壁にあっては高さが3メートルを超えるもの)の新築等

長岡京市	①大規模な行為の届出			
	対象物および規模		対象行為	
	《建築物》 (1) 都市計画法第29条の開発行為の許可を受けた区域の敷地面積1,000㎡以上の開発区域内における建築物で、高さ15mを超えるもの。 (2) 建築面積1,000㎡を超えるもの、または高さ15mを超えるもの。 (3) (2)に該当する建築物のうち、変更面積が外観の1/2の面積を超えるもの。		新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	
《工作物(電柱を除く)》 (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、その他類するもののうち、高さ15mを超えるもの。 (建築基準法施行令第138条第1項第1号～第4号に定めるもの) (2) 擁壁の高さ5m以上および長さ10mを超えるもの。 (建築基準法施行令第138条第1項第5号に定めるもの) (3) 観光用の乗用エレベーターなど昇降機、ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔など遊戯施設、製造施設、飼料などの貯蔵施設、汚物処理場、ごみ焼却場など処理施設、その他類するもののうち、高さ15mを超えまたは築造面積1,000㎡を超えるもの。 (建築基準法施行令第138条第2項～第3項に定めるもの) (4) (1)、(2)または(3)に該当する工作物のうち、変更面積が外観の1/2の面積を超えるもの。		新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更		
《その他》 ・敷地面積1,000㎡以上の土地の形質の変更。 ・敷地面積1,000㎡以上または高さ5mを超える土砂などその他の物質の堆積。				
②大規模な行為以外の届出				
対象物および規模				
《建築物、工作物(電柱を除く)》 ・長岡京市まちづくり条例第21条の規定による申出行為(長岡京市の景観計画に定める大規模行為を除く)				
西宮市	届出が必要な行為と対象となる規模			
	行為	届出対象規模		
		イ区域	ロ区域	ハ区域
	建築物の新築・増築 改築・移転	・高さが10mを超え、または建築面積が500㎡を超えるもの (増築部分の高さが10mを超え、または増築部分の水平投影面積が250㎡を超える建築物で増築後の建築面積が500㎡を超えるもの) ・小規模なものを除く鉄道駅舎	・高さが10mを超え、または建築面積が1,000㎡を超えるもの (増築部分の高さが10mを超え、または増築部分の水平投影面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)	・高さが15mを超え、または建築面積が1,000㎡を超えるもの (増築部分の高さが15mを超え、または増築部分の水平投影面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)
	工作物の新設・増築 改築・移転	・高さが5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの ・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの ・幅員が10mを超え、またはその延長が30mを超える橋梁その他これらに類するもの		・高さが10mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
外観・色彩の変更	・上記の届出対象規模を超えるもので、外観の一面の過半を変更するもの			



景観形成基準

奈良県 (1)一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 (広域幹線沿道区域) 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。
	形態及び意匠	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これを含む建築物全体の調和に配慮すること。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 (広域幹線沿道区域) 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。
	色彩	1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。
	色彩	1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開発行為	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあっては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあたっては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見にくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

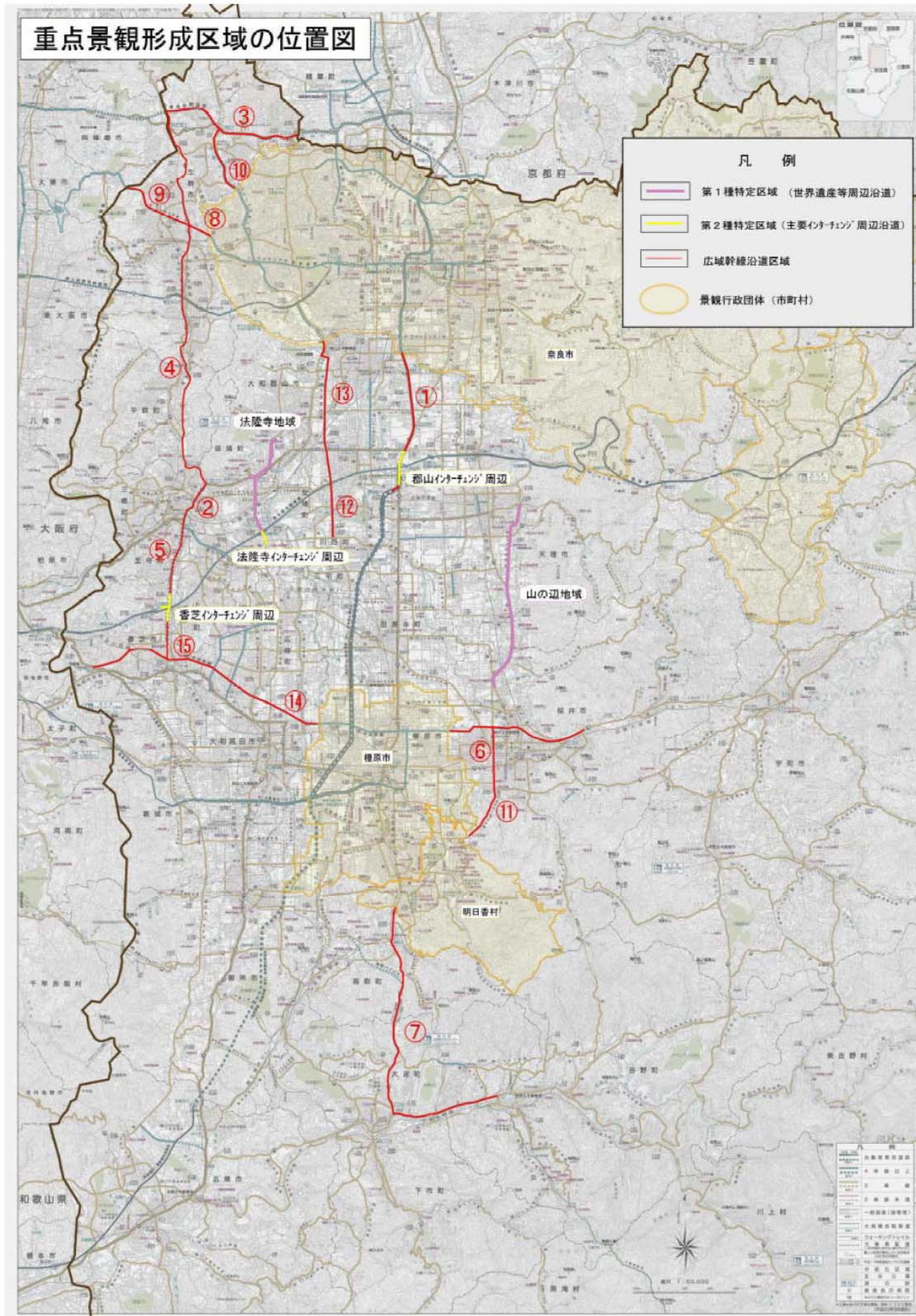
※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。  
 ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。  
 ※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

(2) 重点景観形成区域のうち特定区域

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあつては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあつては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 (第1種特定区域) 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 7 原則として、勾配屋根とする。こと。※3 (第2種特定区域) 8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。※3
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
工作物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 (第1種特定区域) 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 (第2種特定区域) 4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。

行為	事項	基準
工作物の新築又は移転等	色彩	1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。
開発行為	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。こと。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉋物の掘採にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。こと。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。こと。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。こと。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行う。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。こと。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見にくい位置及び規模とするよう配慮する。こと。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。こと。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。こと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する。こと。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こととともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。  
 ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。  
 ※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。  
 ※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。



檜原市 (1)自然風致保全系区域における基準

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	①建築物	②工作物	③開発行為	④物件堆積等			
【建築物・工作物本体に関する事項】							
	○	○			建築物・工作物のボリューム・形態	・隣接敷地および周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。	
	○				建築物の高さ（既存の高さ制限（風致・景観保全地区、高度地区等）が無い区域）	・市街化調整区域（風致地区・景観保全地区を除く）については、高さを15m以下（ただし勾配屋根強化型（軒高さ12m以下）とする。	
特	○				建築物の屋根	・低彩度かつ低明度の色彩または無彩色（明度は制限しない）とする。 ・勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。	・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦や葺きなど）は認めるものとする。 ・コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。
特	○	○			建築物の外壁、工作物等の色彩	・基調（各面において3分の2以上を目安とする面積）となる色彩は落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。	
特	○	○			建築物・工作物の屋外設備	・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。	
	○	○			建築物・工作物の壁面後退	・隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。 ・周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。	・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。
【敷地に関する事項】							
	○	○	○	○	敷地内の既存樹木・緑	・既存の緑をできる限り継承する。（特に敷地の外部からの見え方に配慮し従前景観に出来る限り近い植栽とする。）	・やむを得ず伐採する場合、敷地際等へ移植または代替の植栽を行う。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。	
特	○	○	○	○	よう壁の形態・意匠	・構造上可能な限り、石積み等の自然素材により仕上げる。	・自然素材による築造が困難な場合、緑化や段差や傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。

行為の制限の基準における具体的な目安

- ※「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2件ずつ程度（合計5件程度）により構成されるものを最低限の目安とする。
- ※「低彩度の色彩」とは、R・YR系6以下、Y系4以下、その他の色彩は2以下を目安とし、周辺環境の特性に応じて協議する。
- ※「低明度の色彩」とは、明度概ね5以下を目安とする。

(2)専用住宅地系区域における基準

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	①建築物	②工作物	③開発行為	④物件堆積等			
【建築物・工作物本体に関する事項】							
	○	○			建築物・工作物のボリューム・形態	・隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。	・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。 ・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。
特	○				建築物の屋根	・低彩度かつ低明度の色彩または無彩色（明度は制限しない）とする。 ・勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。	・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦や葺きなど）は認めるものとする。 ・コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。
特	○	○			建築物の外壁、工作物等の色彩	・基調（各面において3分の2以上を目安とする面積）となる色彩は落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。	・使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。
特	○	○			建築物・工作物の屋外設備	・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。	
	○	○			建築物・工作物の壁面後退	・隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。 ・周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。	・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。
【敷地に関する事項】							
	○	○	○	○	敷地内の既存樹木・緑	・既存の緑をできる限り継承する。	・やむを得ず伐採する場合、敷地際等へ移植または代替の植栽を行う。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。	
特	○	○	○	○	よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。	

行為の制限の基準における具体的な目安

- ※「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2件ずつ程度（合計5件程度）により構成されるものを最低限の目安とする。
- ※「低彩度の色彩」とは、R・YR系6以下、Y系4以下、その他の色彩は2以下を目安とし、周辺環境の特性に応じて協議する。
- ※「低明度の色彩」とは、明度概ね5以下を目安とする。

(3) 田園・住宅地系区域における基準

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	①建築物	②工作物	③開発行為	④物件堆積等			
【建築物・工作物本体に関する事項】							
	○	○			建築物・工作物のボリューム・形態	・隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。	・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。 ・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。
	○				建築物の高さ（既存の高さ制限（風致・景観保全地区、高度地区等）が無い区域）	・市街化調整区域については、高さを15m以下（ただし勾配屋根強化型（軒高さ12m以下））に抑える。	
特	○				建築物の屋根	・低彩度かつ低明度の色彩または無彩色（明度は制限しない）とする。 ・特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。	・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦や葺きなど）は認めるものとする。 ・コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。
特	○	○			建築物の外壁、工作物等の色彩	・基調（各面において3分の2以上を目安とする面積）となる色彩は落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。 ・周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。	・使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。
特	○	○			建築物・工作物の屋外設備	・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。	
	○	○			建築物・工作物の壁面後退	・隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。 ・周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。	・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。
【敷地に関する事項】							
	○	○	○	○	敷地内の既存樹木・緑	・既存の緑をできる限り継承する。	・やむを得ず伐採する場合、敷地際等へ移植または代替の植栽を行う。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。	
特	○	○	○	○	よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。	

行為の制限の基準における具体的な目安

- ※「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2件ずつ程度（合計5件程度）により構成されるものを最低限の目安とする。
- ※「低彩度の色彩」とは、R・YR系6以下、Y系4以下、その他の色彩は2以下を目安とし、周辺環境の特性に応じて協議する。
- ※「低明度の色彩」とは、明度概ね5以下を目安とする。

(4) 沿道市街地系区域における基準

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	①建築物	②工作物	③開発行為	④物件堆積等			
【建築物・工作物本体に関する事項】							
	○	○			建築物・工作物のボリューム・形態	・隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。	・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。 ・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。
特	○				建築物の屋根	・低彩度かつ低明度の色彩または無彩色（明度は制限しない）とする。 ・特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。	・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦や葺きなど）は認めるものとする。 ・コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。
特	○	○			建築物の外壁、工作物等の色彩	・基調（各面において3分の2以上を目安とする面積）となる色彩は落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。 ・周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。	・使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。
特	○	○			建築物・工作物の屋外設備	・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。	
	○	○			建築物・工作物の壁面後退	・隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。 ・周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。 ・幹線道路沿道においては、歩道空間の充実に配慮し、駐車場の入口や敷地際の植栽、道路沿いの屋外広告物設置等に配慮する。	・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。
【敷地に関する事項】							
	○	○	○	○	敷地内の既存樹木・緑	・敷地際、駐車場等、緑化を積極的に行う。	
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。 ・立体駐車場とする場合は、内部が露出しないようデザインされた施設とする。	
特	○	○	○	○	よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。	

行為の制限の基準における具体的な目安

- ※「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2件ずつ程度（合計5件程度）により構成されるものを最低限の目安とする。
- ※「低彩度の色彩」とは、R・YR系6以下、Y系4以下、その他の色彩は2以下を目安とし、周辺環境の特性に応じて協議する。
- ※「低明度の色彩」とは、明度概ね5以下を目安とする。

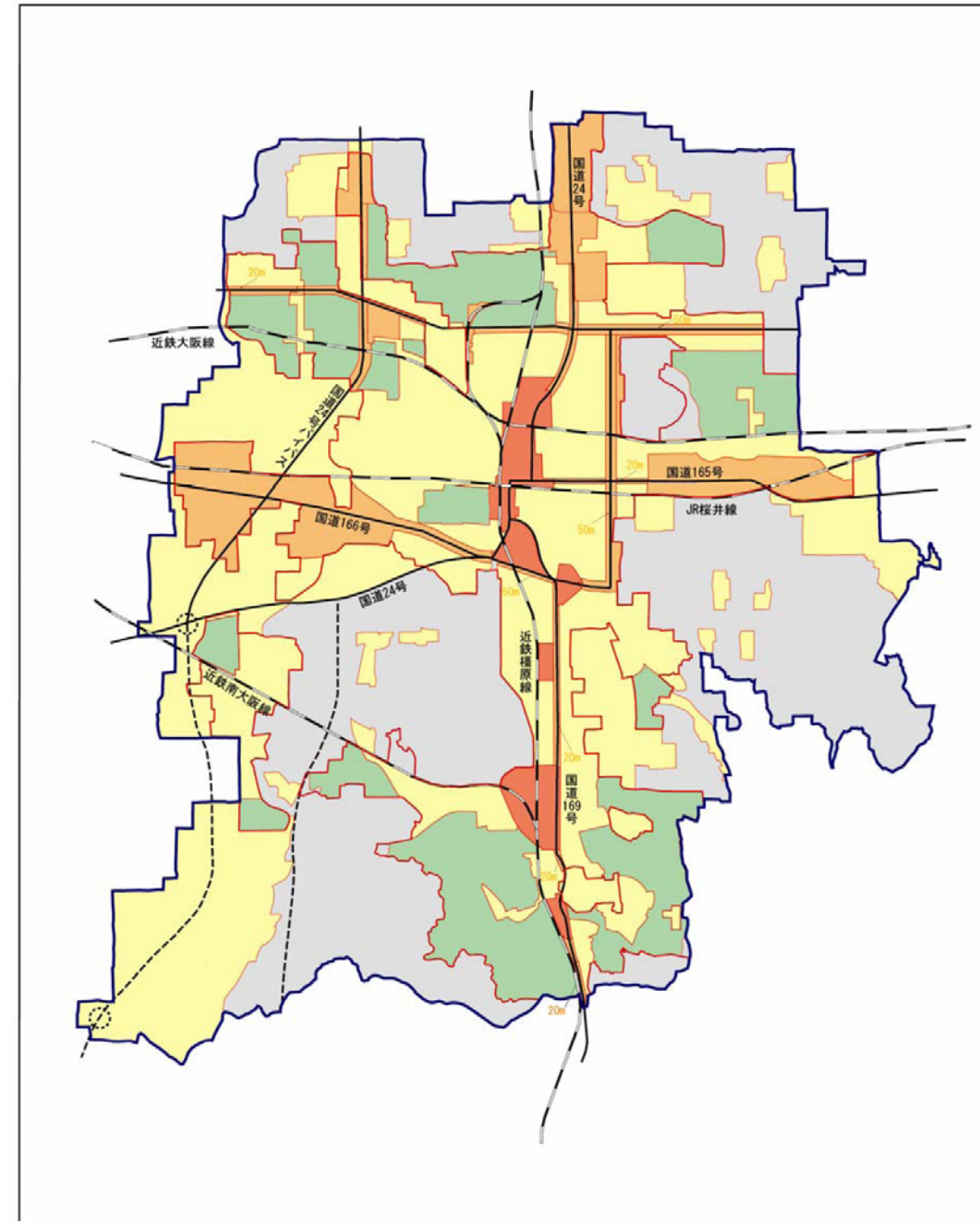
(5) 商業業務地系区域における基準

特定届対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	①建築物	②工作物	③開発行為	④物件増積等			
【建築物・工作物本体に関する事項】							
	○	○			建築物・工作物のボリューム・形態	・隣接地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。 ・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。 ・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。	
特	○				建築物の屋根	・基調となる色は低彩度かつ低明度の色彩または無彩色とする ・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦や葺きなど）は認めるものとする。 ・コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。	
特	○	○			建築物の外壁、工作物等の色彩	・基調（各面において3分の2以上を目安とする面積）となる色彩は落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。 ・周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。	・使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。
特	○	○			建築物・工作物の屋外設備	・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。	
			○	○	建築物・工作物の壁面後退	・隣接地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。 ・周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。 ・低層部の街並みづくりに配慮し、低層部に開口部やショウウィンドウ、公開空地等を設ける。	・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。
【敷地に関する事項】							
	○	○	○	○	敷地内の既存樹木・緑	・敷地際や角地などに緑を配置し、公共空間の緑化に寄与する。	・商業地域では、道路空間と一体となった建物利用を想定する場合、植栽は必須事項とはしないものの、壁面・屋上等の緑化や広場や敷地角の空地に植栽・シンボルツリー等を設けて市街地に小さな緑を増やすことが望ましい。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。
特	○	○	○	○	敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。 ・立体駐車場とする場合は、内部が露出しないようデザインされた施設とする。	
特	○	○	○	○	よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。	

行為の制限の基準における具体的な目安

- ※「隣接地・沿道の連続性」とは、両隣2件ずつ程度（合計5件程度）により構成されるものを最低限の目安とする。
- ※「低彩度の色彩」とは、R・YR系6以下、Y系4以下、その他の色彩は2以下を目安とし、周辺環境の特性に応じて協議する。
- ※「低明度の色彩」とは、明度概ね5以下を目安とする。

<区域図>



- 景観計画区域
- 市街化区域
- (1) 自然風致保全系区域
- (2) 専用住宅地系区域
- (3) 田園・住宅地系区域
- (4) 沿道市街地系区域
- (5) 商業業務地系区域

市街地特種別区分	対象となる地域
(1) 自然風致保全系区域	・風致地区(1種~4種) ・風致地区と重複しない歴史的風土保存区域(南山町付近) ・貝吹山景観保全地区 ・市街化調整区域のうち容積率指定が200%未満の地区
(2) 専用住宅地系区域	・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 (1)に該当する区域を除く
(3) 田園・住宅地系区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 (以上は幹線道路沿道の指定する部分を除く) ・準工業地域(幹線道路に接しない一部区域) ・市街化調整区域のうち容積率指定が200%以上の地区 (1)に該当する区域を除く
(4) 沿道市街地系区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 (以上のうち、幹線道路沿道の指定する部分) ・準住居地域 ・準工業地域(幹線道路に接しない一部区域を除く) ・工業地域
(5) 商業業務地系区域	・商業地域

■大規模行為の景観形成基準(その1:建築物に関する事項)

項目	景観形成基準	山地景観地域	田園景観地域	市街地景観地域			
				都心景観区域	西北部住宅地景観区域	市街地景観区域	
建築物	配置	・植栽が可能な空地在できるだけ設け、ゆとりとるおいのある空間を確保すること。	○	○	○	○	○
		・周囲の建物の配置との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
		・現在の地形を活かした配置とすること。	○	○	○	○	○
		・農地の拡がり感を阻害しないように配置とすること。	○	○	○	○	○
	規模	・周囲の建造物と調和した規模とすること。	○	○	○	○	○
		・周囲の自然環境と調和した規模とすること。	○	○	○	○	○
	形態意匠	・歴史的資産からの眺望や歴史的資産への眺望に配慮した規模とすること。	○	○	○	○	○
		・良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
		・屋根の形状は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。	○	○	○	○	○
		・屋上設備などの突出した物を設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立ち上げるか、または、ルーバー等による覆い処置などを講ずること。	○	○	○	○	○
・外壁に付帯する建築設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置するよう努めること。		○	○	○	○	○	
・屋外階段及び共同住宅等のバルコニーを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。		○	○	○	○	○	
色彩素材	・低層部(10m以下)は明るく開放的な意匠とするよう努めること。	○	○	○	○	○	
	・屋根の色彩は、黒、濃灰又は濃茶等とすること。	○	○	○	○	○	
	・外壁の色彩は、白、グレー、ベージュ、アイボリー、ブラウン等を基調とし、景観特性格の基本方針に即した色彩とすること。マンセル値は巻末資料1による。但し、各面見付面積の20分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、上記に依らない。	○	○	○	○	○	
緑化	・商業地域における低層部(10m以下)は、周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーを積極的に用いるなど、うるおいや協調性が感じられる色彩を用いること。	○	○	○	○	○	
	・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根の色彩と調和の取れた色彩とし、光沢のないものとするよう努めること。	○	○	○	○	○	
	・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、オープンスペースは可能な限り緑化に努めること。	○	○	○	○	○	
	・うるおいのある景観を形成するため、屋上緑化などに努めること。	○	○	○	○	○	

■大規模行為の景観形成基準(その2:工作物、開発行為、物件の堆積に関する事項)

項目	景観形成基準	山地景観地域	田園景観地域	市街地景観地域		
				都心景観区域	西北部住宅地景観区域	市街地景観区域
工作物	・周辺の町並みに調和する配置、形態、色彩とすること。	○	○	○	○	○
	・色彩は、白、グレー、ベージュ、アイボリー、ブラウン等を基調とし、景観特性格の基本方針に即した色彩とすること。マンセル値は巻末資料1による。	○	○	○	○	○
開発行為	・周辺の空地には、植栽を施し、周辺の景観との調和を大切にすること。	○	○	○	○	○
	・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な擁壁又はのり面が生じないよう配慮すること。	○	○	○	○	○
土地の形質の変更	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	○	○	○	○	○
	・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	○	○	○	○	○
	・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、保全活用に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・塀・柵等は、周辺景観と調和する配置、形態、色彩とすること。景観特性格の基本方針に即した色彩とすること。マンセル値は巻末資料1による。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・採取等にあたっては周辺からは目立ちにくいよう配慮すると共に緑化に努めること。緑化にあたっては、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	○	○	○	○	○
	・長大な擁壁又はのり面が生じないよう配慮し、現況の地形を残すよう努めること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・緩やかな勾配ののり面となるよう配慮すると共に緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・擁壁は、景観と調和した素材とするか前面緑化に配慮すること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・道路等の公共空間から見え難い位置及び規模とするよう配慮すること。	○	○	○	○	○
	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。	○	○	○	○	○
	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。	○	○	○	○	○
物件の堆積	・塀等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○
	・道路等の公共空間から見え難い位置及び規模とするよう配慮すること。	○	○	○	○	○

■大規模行為の景観形成基準(その3:大規模建築物等に設置する屋外広告物に関する事項)

項目	景観形成基準	山地景観地域	田園景観地域	市街地景観地域			
				都心景観区域	西北部住宅地景観区域	市街地景観区域	
大規模建築物等に掲出する屋外広告物	共通	・色彩は奈良市屋外広告物条例(巻末資料1参照)による色彩基準に準拠し、黄色(0.1Y~10.0Y)の数値(彩度)については1ポイント下回るよう努めること。	○	○		○	○
		・動画を表示するもの、点滅や回転するものは設置しないよう努めること。	○	○		○	○
		・できるだけ集合化しデザインに配慮すること。	○	○	○	○	○
		・大きさ、設置高さ等は設置する建物や周辺の建造物と調和を図ること。	○	○	○	○	○
		・道路境界線を越えて掲出しないよう努めること。	○	○		○	○
	建築物等に設置する屋外広告物	・建築物の3階以上の部分については、切り文字形式とするよう努める。広告板形式とする場合の地色は周辺環境と調和する色彩(ベージュ、グレーなど白に近い薄い色もしくは外壁と同系色)とするよう努めること。	○	○	○	○	○
		・突き出し形式は設置しないよう努めること。	○	○	○	○	○
		・窓のガラス面へは掲出しないこと。	○	○	○	○	○
		・屋上広告物はできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は大きさ・高さと建物と調和を図ると共に、地色は周辺環境と調和する色彩(ベージュ、グレーなど白に近い薄い色もしくは外壁と同系色)とするよう努めること。	○	○	○	○	○
		・交差点周辺では設置しないよう努めること。	○	○	○	○	○
	独立型屋外広告物	・周辺の環境や町並み景観に調和するようできるだけ面積を小さくし、高さも低く抑えるよう努めること。	○	○	○	○	○
		・支柱、枠などの色彩(黒、濃灰又は濃茶等周辺環境と調和する色彩)に配慮すること。	○	○	○	○	○

規則に定める大規模行為の届出を要しない行為

- ・奈良市景観計画景観形成重点地区行為届出
- ・景観法第七十六条第一項の規定に基づき定められた奈良市地区計画形態意匠条例の認可行為
- ・文化財保護法第二百二十七条第一項、第三百三十九条第一項の届出行為
- ・自然公園法第九条各項、第十条各項の公園事業の執行、第十三条第三項、第十四条第三項の許可行為、第二十六条第一項の届出行為、五十六条第一項、第三項の協議・通知行為
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項の許可行為、第八項の協議行為
- ・奈良県立自然公園条例第七条各項の公園事業の執行、第十条第三項の許可行為、第十二条第一項の届出行為
- ・奈良県風致地区条例第二条第一項の許可行為、第二条第三項の協議行為、第三条の通知行為
- ・奈良県自然環境保全条例第二十三条第四項の許可行為、第二十五条第一項の届出行為、第三十三条第一項の協議行為のうち第二十三条第四項により許可不要のもの、第二項の通知行為のうち第二十五条第一項により届出不要のもの。
- ・奈良県文化財保護条例第十八条第一項の許可行為、第十九条第一項(第四十六条において準用する場合を含む。)の届出行為、第三十三条第一項の届出行為、第四十五条第一項の許可行為
- ・奈良市文化財保護条例第十一条第一項の許可行為